

総合考察

国内に合理的配慮提供の根拠がない現状が生む問題

昨年度および今年度のインタビューでは、さまざまな障害のある学生たちが受験に参加する中で、自分の能力を十分に発揮し、それを評価してもらうために必要な配慮を要望した結果、配慮が得られたり、十分な配慮が得られなかったりと、彼らの多様な経験について聞き取りを行うことができた。

「このように配慮してもらえれば、受験に参加できる」という彼らの要望は、自分の能力を正當に評価してもらいたいという気持ちからのものであり、特別な評価や不正行為、「ずる」を求めるものではない。しかし、求める配慮が認められない現状は、事実として存在している。その背後には、受験の選抜において障害のある人がその障害に関わりなく、障害のないほかの多くの人々と「土俵を等しくして」試験に参加するため、合理的な範囲での配慮は当然、得られるべきである、という概念が、高等教育の受験においては共有されていない現状を物語っている。または、配慮を行いたいという気持ちは関係者の間にあるのかもしれないが、現実問題として、試験を実施する各機関が、どこまでが合理的配慮かを明確に表明／考慮していないために、配慮の合理性に関する共有概念が社会的に構築されていない。また、そのために様々に状況の異なる障害当事者が、何を配慮として要望して良いのかがわからず、受験を志す障害当事者の間で知られていないという問題がある。

「合理的配慮」という概念は、国連の障害者権利条約を背景に、国際的には常識化しつつある概念である。しかし、日本においては、障害学生が受験において合理的配慮を請求するための背景となる根拠がない。そのため、個別の障害状況に合わせた「配慮/調整 (accommodation)」は提供されておらず、またその義務もない。法的背景ではなく、文化的背景、宗教的背景、社会貢献活動を 配慮提供の根拠となるものとし、すでに個別の取り組みを始めている高等教育機関もあり、それらの取り組みは賞賛すべきことである。しかし、それら配慮の提供は、機関側の「善意・厚意」、または「特定の機関に限定して積極的に行われている社会貢献」といった理解がなされた場合、障害学生にとって合理的配慮の提供は感謝や遠慮の対象、また提供されるかどうかが不確定であっても仕方のないものとなる。また、合理的配慮の概念では、配慮を提供する当事者の権利と過度の負担を避けることが不可欠とされている。配慮を提供する機関側にとっても、合理的な理由があれば「これ以上は当機関にとっては合理的とはいえない」と主張することができる。しかし現状では、障害学生にとっても、機関側にとっても、はっきりとしたことが話し合いにくい不明瞭な状況にあると 言って良いだろう。

こうした問題の解決案として、昨年（平成20年度）の報告書では、「大学入試の特別措置について今後行うべきこと」として、以下のような提言を行った。また、その背景となる事例の紹介を行った。

- 現状の措置メニューを充実させる
- 特別措置申請とその結果を透明化するため情報公開を進める
- 障害を合理的に説明するためのリテラシー教育を、障害学生や教師、保護者に行う
- 社会的に配慮のされていない障害に対応する
- 特別措置申請に関わる活動を一元化するセンターを実現する

本年度も上記の項目が重要であることには変化がない。しかし本年度の報告では、本年度に得られた成果に基づき、上記に加えて前述の問題を解決するための7項目の提案を行う。

問題の解決案

1. 大学入試センターの特別措置施策を設計変更する

合理的配慮の提供は、機関にとっては基本的な社会的責任であり、障害当事者にとっては基本的な権利であると考えられるよう、国内でも合理的配慮についての概念をどのように導入するかの実践的な議論を行う必要がある。

また、高等教育機関の多くは、特別措置の内容として「大学入試センターの規定に準じる」としている場合が多い。大学入試センターの特別措置メニューのあり方を、合理的配慮の提供を見越した設計に変更する必要がある。少なくとも、国際的に同概念が認められている現状と、国連障害者権利条約へ国内批准がやがて行われること鑑みれば、それは不可避のことと言える。国が提供する大学入試センター試験は、率先してそのような実践を行う必要がある。

2. 障害学生の入試における特別措置決定に特別支援の専門家を介在させる

試験における特別措置は、高等教育への入学試験においては、特別支援（障害学生支援）の専門家ではなく、その期間における入試課（事務サイドの職員、または教員による入試委員会）が担当することが多い。最終的に、またはいずれかの過程において、障害学生支援の担当者と接続される可能性はある。しかし、障害によって生じる困難を知らず、また一般的に行われている障害支援サービスの内容を知らず、障害当事者が支援サービスを活用しながら、どのようにして自立的な生活を行っているかを知らない担当者が最初に受験希望者からの連絡を受けた場合、障害のある受験生に対してその受験や配慮、時には進学希望自体を否定するような、ハラスメント的な対応を入学希望者に対して与える可能性もある（参考：平成20年度報告書・事例18）。障害学生の入学試験においては、最初の段階から、専門性と経験を持つ学生支援担当者の判断を、アドバイザーといった形式的な形ではなく、正式に権限を与えた形で受けられる設計にする必要がある。

3. 本人と保護者の意志決定に基づく、受験の合理的配慮に関する専門家のアセスメントや相談に応じるサービスを提供する

多くの学生にとって、入試は人生において一度（または数度）限りのことである。受験において配慮を要望する障害学生とその周囲は、何も知らない手探りの段階から配慮の要望を作り上げる必要がある。また、障害学生のニーズはきわめて多様であるために、現状の少ない措置のバリエーションでは不足な点があり、独自の配慮を要望する必要がある。障害学生とその周囲は、その要望の合理性を説明する必要がある。それには、本人の個別具体的な配慮の状況を、書面でもって理解できるよう、何らかの具体的なアセスメント結果を添える必要がある。この作業を、障害学生本人やその周囲だけが行うことは、きわめて困難である。

自分自身への措置について、障害のある受験生本人が主体的な希望とその合理性についての考えを持つことは、その後の本人の自立生活を形作る上で、きわめて重要である。そのため、彼らがそうした困難な経験を得ることは、現実的には重要なことでもある。しかし、そのような困難な作業を行うことができる状況にない場合、障害学生が受験出来ないというのであれば、それは明らかに、彼らの教育を受ける権利を侵害しているといえる。多くの障害のある受験生とその周囲は、どのように／どこまで申請して良いのか、何を説明すればよいのかがわからない状況にある。

そうしたニーズに応える活動は現時点で不可欠である。昨年度に提言した「5. 特別措置申請に関わる活動を一元化するセンターを実現する」ことは、この考えに基づいている。しかし現状では、受験における合理的配慮の申請に相談に応じる機関は存在していない。医療および教育、支援技術等の技術的知識に通じたスタッフによるアセスメントと相談業務が必要である。

東京大学先端科学技術研究センターが中心になって行っている「DO-IT Japan (<http://www.doit-japan.org/>)」では、事実上、こうした受験の相談に答える活動を行っている。相談の主な対象は、DO-IT Japanにスカラーとして毎年10名程度選抜された、障害または疾患のある、高等教育への進学を目指す学生である。また選抜されなかったとしても、DO-ITへの応募者全員に、継続的な情報提供を行っている。こうしたサポートを行うサービスが今後増加するか、公的なサポート機関ができることで、誰にも相談出来ずに高等教育を受けることをあきらめていた障害学生やその家族が、一人でも進学の志望を実現できる環境を作る必要がある。

1. 各高等教育機関において、合理的配慮提供に対する公開された方針を用意する

障害学生について、自身の高等教育機関における支援のメニューを、障害学生支援室などの機関内組織のウェブページ等を通じて公開する大学等の機関が増えてきている。その情報公開内容はさまざまだが、各自の機関自身が、入学選抜のウェブページで「試験における障害のある受験生への配慮」について項目を設け、情報提供を行っている機関は少ない。

各機関が、各自のポリシーについて、何らかの説明を行うことで、障害学生にとってはどこに相談すればよいのか、何を申請できるのかを知ることができる。障害学生支援室について積極的に活動する大学を中心に、入試についても、サポート内容を明示する取り組みを行うことが望まれる。

2. 障害学生への配慮についての情報を一般の高等学校へ届けるため、大学入試センターの受験説明会を契機とした支援情報提供を行う

今回インタビューを行った障害学生の多くは、一般の高等学校に通学する（していた）学生であった。日本の一般の高等学校では、現時点で、障害学生支援の専任スタッフを置くことはなく、担当者が置かれたとしても、教員が兼任して特別支援教育担当として実践を行う場合が多い。障害学生が一般高校には非常に少ないことも専任スタッフが置けない理由であると思われるが、今回インタビューを行った高校でも、教員からの支援が得られていた事例では、入試担当教員や、障害学生の担任が、障害についての知識や経験がない中で、自助努力を行いながら支援を行っていた。

入試における障害学生への措置が存在することを知った契機は、すべての高校の入試担当者が参加する大学入試センター試験の説明会であった事例がほとんどであった。このことは、高校の入試担当者への効果的な情報のパスを考える上で、この大学入試センターによる説明会が、きわめて効果的であることを示している。この説明会で、センター試験での特別措置だけ説明にとどまらず、一般的な入試および大学進学後の障害学生サポートについての事例についての情報提供が行われることが望ましい。

3. 高校・大学の入試における連携を裏付ける制度的保障を用意する

高校と大学においては、連携の制度的な裏付けがない。附属高校からの進学においても、その母体の大学にある障害学生支援を提供する部署と連絡を取り合っていなかった事例（事例8）もある。この事例においては、効果的に支援を提供していた高校の教員がおり、地域の障害支援サービスとの連携を障害学生とその家族が十分に連携していたために、不要であったことも考えられる。したがってここで注目すべきは、障害学生のトランジションについて、高大の両者の直接的な連携が存在していない点である。障害のある受験生の在籍する高校の職員からの連絡を受け、志望大学の適切な部署と接続するようなコーディネート業務、またはそのような連携を裏付ける制度的な保証が望まれる。

また、障害のある学生は、進学先の選択において相談先がなく、また一般高校の進学相談担当自身も悩みつつ、相談に応じている（特に発達障害のある学生について顕著）。障害学生に対する高校から大学へのトランジション支援についても、大学から就労までのトランジション支援と合わせて、多様な学生へのキャリアメイク支援という観点からの支援サービスまたはキャリア教育のあり方について、議論する必要がある。

4. 特別措置決定通知の時期から生じる障害学生への不利益を回避する

障害のある学生にとっては、特別措置決定が不明瞭な状況では受験対策を立てることが困難である。センター試験の特別措置申請はセンター試験の受験申請と同時期に行われ、措置決定通知は12月に入ってから障害学生に届けられる。ほぼ受験の直前といえる時期である。この時期に、日常の学習において使用していた支援技術等の利用が認められないことがわかった場合、障害学生はその対策を取ることが出来ない（たとえば、事例12：読み上げソフトが使用出来なかった事例）。そのため、極力配慮が得られない困難な状況を想定して、受験準備のための学習を行う障害学生もいた（事例1：ペイントソフトで筆記を行った事例）。日本における大学受験のチャンスはほぼ年に1度きりである。障害学生は、配慮が得られないことが直前に決まることを承知した上で、特定の配慮環境下で受験勉強を行うという、あまりに大きなリスクを抱えて受験を迎えている。

また、障害のある学生にとっては、進学は受験選抜を通過するだけではない。進学先で、通学し生活を続けるため、障害支援の生活サポートを受ける基盤を作る必要がある。障害学生が一般入試を選択しない理由として、障害学生では進学後の生活基盤を構築するために時間的余裕が重要であることから、積極的に受験時期の早いAO入試を選ぶ事例もあった（事例2）。一般入試は1月にセンター試験を受験し、その後2月に二次試験が行われる。入学選抜試験の主流であるこの形式が、障害のある学生の受験にとって大きな壁になっている側面がある。健康な学生が3月に卒業し、そのままその年の4月に入学することを前提とした受験制度は、障害、そして疾病や傷害など、一時的な困難に直面した学生に

とつても、やり直しや時間的余裕が少ない制度である。障害学生を含めた多様な学生に対して、時期的に異なる受験を提供する可能性とその合理性について、検討する価値は大きいと言える。

5. 配慮を受けない学生を含め、合理的配慮の提供に対する社会のコンセンサス（合意形成）を得る

合理的配慮という概念が知られるようになったとしても、それが本当に社会的に受け入れられ、障害のない人にとつても当然のこととして受け入れられない限り、障害のある人にとっては利用しにくいものとなる。

障害がない人では得られない配慮が提供される以上、配慮を得られない人からの「不公平である」という批判は常に付きまとう。現在の高等学校では、障害学生が一般高校で学ぶ例は非常に少ない。そのため多くの学生にとっては、障害のある学生が、日常の生活や学習の場面で、どのような困難に直面し、またどのような工夫によって困難を回避することができるのかについて、自分にとって近しい問題として考えたことがある学生は非常に少ないのではないだろうか。またそれが、感動的な物語として障害を題材に作られたようなものではなく、現実を生きる障害者の事例として、リアリティを持って配慮の必要性について共感する機会にどれほどの学生が触れているかは疑問である。

試験に関していえば、合理的配慮は、現時点で障害のない学生にとつても他人事ではない。自らが配慮が提供される受験という状況を障害学生と共有するためである。または、自分自身もいつどの瞬間に事故や病気などを原因として、一時的な困難または恒常的な障害を得るかも予測できない。そのため法的根拠に加えて、配慮を受けない人を含めて、「障害による困難のある人へ配慮が提供されることは合理的で当然のことである」という理解が得られるよう、合意形成のための継続的な活動が不可欠である。